

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号。以下「契約規則」という。）第4条の規定により公告する。

入札者はこの公告に定めるもののほか、一般競争入札（事後審査型）公告共通事項【物品・委託役務等】（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和8年2月20日

竹原市長 平井明道

1 物品・委託役務等の内容

(1)物品・委託役務等の名称	竹原浄化センター汚泥収集運搬及び処分業務委託
(2)物品・委託役務等の内容	下水汚泥の収集運搬及び肥料化による処分業務
(3)納入・履行期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
(4)納入・履行場所	竹原浄化センター（竹原市下野町1198番地12）
(5)予定価格	非公表
(6)最低制限価格	設定しない
(7)契約種別	委託役務単価契約

2 入札参加資格

入札の参加に必要な資格は、共通事項2(1)によるほか、次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1)営業所等の所在地	広島県内に本店・支店・営業所等を有する者。 本店とは法人の場合、登記されている本店、個人の場合、事業を行っている本拠とする。 支店・営業所等とは法人であって、その所在する自治体に法人住民税を申告納付している支店・営業所等とする。
(2)入札参加資格の認定 令和4～7年度の竹原市物品等及び委託役務入札参加資格で、次の契約種目又は取扱品目の認定を受けている者。	契約種目「廃棄物処理（収集・運搬）及び廃棄物処理（処分）」 入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。
(3)納入・履行実績	(1) 単独企業の場合 ア 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。なお、受託実績とは下水汚泥の収集運搬期間が12か月以上あるものをいう。 イ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した下水汚泥の資源化による処分業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。なお、受託実績とは下水汚泥の処理期間が12か月以上あるものをいう。 (2) 共同企業体の場合 ア 構成員のうち、下水汚泥の収集運搬運搬を行う者にあつては、(1)のアの要件を満たすこと。 イ 構成員のうち、下水汚泥の資源化による処分業務を行う者にあつては、(1)のイの要件を満たすこと。
(4)許認可・資格等	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に基づく広島県の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項に基づく広島県の産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。 (3)下水汚泥の資源化による処分業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産している者であること。
(5)技術者	問わないものとする。
(6)その他	(1)共同企業体を結成する場合は、協定を締結し、その代表者を定めること。 (2)共同企業体の代表者は、共同企業体を代表して入札を行うこと。 (3)共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続き等

手続き	期間・期日・場所	留意事項
(1)仕様書等閲覧期間	令和8年2月20日～ 令和8年3月2日	竹原市ホームページからダウンロード又は入札担当課で閲覧に供する。
(2)仕様書等に係る質問書の受付期限	令和8年2月25日 午後5時まで	質問書は、入札担当課へ電子メール、FAX又は直接提出すること。 FAX又は電子メールの場合は、必ず電話による質問書の到着確認を行うこと。
(3)質問に対する回答日	令和8年2月27日 まで	竹原市ホームページ又は入札担当課で閲覧に供する。
(4)入札期間	令和8年3月3日～ 令和8年3月5日 午前9時～午後5時	入札書は、入札担当課へ期間内に郵送又は直接提出すること。
(5)開札日時	令和8年3月6日 午前11時00分	
(6)開札場所	竹原市役所本庁舎1階会議室4	入札・契約権限を有さない者が入札会場に入場しようとする場合は、委任状を提出すること。
(7)くじ引き	開札日と同日に実施	開札に落札候補者が立ち会っていない場合（郵送による場合等を含む。）は、当該開札に立ち会っている入札事務に関係のない職員が、くじを引きます。

4 入札参加資格の事後審査

(1)事後審査の提出書類	提出の要否
ア入札参加資格確認申請書	○
イ納入等の実績を確認できる書類	○
ウ許認可・資格が確認できる資料	○
エ担当者の資格者証の写し	
オ担当者の実務経歴書	
カその他 共同企業体にあたっては、共同企業体協定書の写し。	○

5 その他の条件

特になし。

6 問合せ先

〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号

(入札担当課)

竹原市役所総務部財政課契約管財係

電話番号 0846-22-7731

FAX 0846-22-8579

e-mail zaisei@city.takehara.lg.jp

(発注・契約担当課)

竹原市役所建設部下水道課庶務係

電話番号 0846-22-7751

FAX 0846-21-8001

e-mail gesui@city.takehara.lg.jp